

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 45 号に基づく遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針（案）新旧対照表

改正後	改正前
瀬戸内海広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示（以下「委員会指示」という。）第 45 号に基づき、委員会指示に違反した者への対応方針について、以下のとおり定める。 1. 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報に接した場合等においては、関係する都道府県水産部局と連携して調査・指導を行うとともに、当該指示の違反が認められる場合には、速やかに事務局として瀬戸内海広域漁業調整委員会会長（以下「会長」という。）に報告する。 <u>なお、漁業法第 157 条第 1 項に基づき、委員会として関係者に対して出頭を求め、又は必要な報告を徴することについては、会長（又は会長職務代理）一任とし、出頭や必要な報告を徴した場合、後日、委員会に報告するものとする。</u> ※ 必要に応じて、水産庁は関係都道府県等と連携して現地調査等を実施。 2. 会長は、上記 1 の報告を受け、漁業法第 121 条第 4 項で準用する同法第 120 条第 8 項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請（裏付命令の申請）をする。 裏付命令の申請に係る手続は会長（又は会長職務代理）一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。	瀬戸内海広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示（以下「委員会指示」という。）第 45 号に基づき、委員会指示に違反した者への対応方針について、以下のとおり定める。 1. 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報に接した場合等においては、関係する都道府県水産部局と連携して調査・指導を行うとともに、当該指示の違反が認められる場合には、速やかに事務局として瀬戸内海広域漁業調整委員会会長（以下「会長」という。）に報告する。 ※ 必要に応じて、水産庁は関係都道府県等と連携して現地調査等を実施。 2. 会長は、上記 1 の報告を受け、漁業法第 121 条第 4 項で準用する同法第 120 条第 8 項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請（裏付命令の申請）をする。 裏付命令の申請に係る手続は会長（又は会長職務代理）一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。

（参考）漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）

第一百五十七条 漁業調整委員会又は水産政策審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するために必要があると認めるときは、漁業者、漁業従事者その他関係者に対しその出頭を求め、若しくは必要な報告を徴し、又は委員若しくは委員会若しくは審議会の事務に従事する者をして漁場、船舶、事業場若しくは事務所について所要の調査をさせることができる。